

葉山町立小中学校における取組について

県教育委員会における取組とあわせて、葉山町では令和2年5月に「葉山町立学校における働き方改革指針」を策定し、町立小中学校における働き方改革を進めています。また、平成31年4月には「葉山町立中学校に係る部活動の方針」を策定し、取組を進めているところです。

葉山町では、このような取組に加え、今年度の学校閉庁日を以下のとおり設定しました。また、留守番電話の設定時間についても併せてお知らせします。教職員の働き方改革の実現に向けて、保護者・地域のみなさまのご理解、ご協力をお願いします。

＜葉山町立学校における働き方改革指針 ホームページ＞

<https://www.town.hayama.lg.jp/material/files/group/1/hatarakikata.pdf>

＜葉山町立中学校に係る部活動の方針 ホームページ＞

<https://www.town.hayama.lg.jp/material/files/group/22/bukatu.pdf>

■葉山町立小中学校における基本的な勤務時間について

8時20分から16時50分まで（ただし週休日（土曜日、日曜日）、休日を除く）

■葉山町立小中学校における学校閉庁日の設定について

＜令和4年度＞ 8月12日（金曜日）・8月15日（月曜日）～8月17日（水曜日）
12月28日（水曜日）

■葉山町立小中学校における留守番電話の設定時間について

週休日（振替休業、閉校日を含む）、祝日は終日留守番電話設定となります。平日は各学校の設定時間をご確認ください。

留守番電話設定時に、児童・生徒に関する事件や、事故など緊急のご用件がある場合は、警察、病院等への連絡とともに葉山町役場へ連絡してください。教育委員会より学校長へ連絡します。

・閉校日の平日8時30分から17時00分 葉山町教育委員会学校教育課 046-876-1111(内線7223)

・休日及び平日の留守番電話設定時 葉山町役場警備室 046-876-1111

■問合せ先 葉山町教育委員会学校教育課
電話：046（876）1111（内線7223）

神奈川県教育委員会・葉山町教育委員会は 教員の働き方改革を推進しています！



平成29年度に神奈川県教育委員会が実施した、教員の勤務実態調査では、いわゆる過労死ライン※相当に当たる教員が多数存在することが明らかになりました。

教員は、日々、授業や授業準備だけではなく、いじめや不登校への対応、部活動指導など広範な役割を担っており、こうしたことが教員の長時間労働の要因と考えられます。

神奈川県教育委員会は、長時間労働の改善に早急に取り組み、教員一人ひとりが子どもたちと向き合う時間を確保することで、神奈川の教育の質の一層の向上を図ります。

※ 時間外勤務が月80時間超

神奈川県教育委員会・葉山町教育委員会

令和元年10月に、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。（令和2年4月改訂）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/cnt/f537530/index.html>

教員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが学校教育の発展につながります。こうした考えに基づき、県教育委員会では、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を進めます。

■神奈川の教員の働き方改革の目標

①時間外在校等時間^{*}の縮減

- 時間外在校等時間が、**1か月あたり45時間、1年あたり360時間を超えない**ようにします（特別の場合を除く）。
- 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に業務を行わざるを得ない場合においては、時間外在校等時間が、**1か月あたり100時間、1年あたり720時間を超えない**ようにします。また、1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数は6月までとし、連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月の時間外在校等時間の平均時間は80時間を超えないようにします。

※ 教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、1日の在校等時間から条例等で定める正規の勤務時間を除いた時間を「時間外在校等時間」とします

②年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定

- 年次休暇一人あたり**年平均取得日数15日以上**を目標とします。
- 長期休業期間中に**5日**を目標として学校閉庁日を設定します。

③「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」の遵守

- 年間指導計画の作成と、**平日1日及び週休日1日の合計週2日以上**の休養日の取得を徹底します。

県教育委員会は、保護者・地域のみなさまのご理解を得ながら、本指針に基づき、教員の長時間勤務の改善に取り組み、神奈川の教育の質の一層の向上を図ります。みなさまのご理解、ご協力をお願いします。

■神奈川の教員の勤務実態

①時間外在校等時間が月45時間超の教職員の割合

	市町村立学校 [*] （政令市除く）（令和2年11月）		県立学校（令和2年12月）	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
時間外在校等時間が月45時間超の教職員の割合	37.1%	56.7%	15.1%	5.2%

※ 客観的な勤務時間の把握を行っている22市町村の状況

②年次休暇一人あたり年平均取得日数（令和2年）

	市町村立学校（政令市除く）		県立学校	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
年平均取得日数	8.2日	7.6日	12.7日	14.1日

<高校教諭の一日>

8:30～朝打合せ	11:50～事務、会計処理	15:20～ホームルーム・清掃指導
8:50～授業	12:40～昼休み（生徒相談）	16:00～職員会議・学年会・部活動指導
9:50～授業準備	13:25～授業	19:00退勤
10:50～授業	14:25～事務、会計処理	

教員の働き方改革に関する Q & A

< 教員の長時間勤務について >

Q 普段は忙しくても、夏休みなどはたくさん休めるのではないですか。

A 教員は、児童・生徒が夏休み中でも普段どおり勤務し、部活動指導、補習、研修、教材研究などを行っています。

Q 一般企業では、このくらいの長時間勤務は当たり前のことではありませんか。

A 学校に限らず、日本中のあらゆる業種で「働き方改革」に取り組んでいる最中であり、長時間勤務を当然とするような風潮が蔓延、常識化している現状を変えていく必要があると考えます。また、育児や介護等の家庭の事情を抱えながら働く教員も多くいる中、こうした、長時間勤務を前提とした働き方のままでは、教員の離職にもつながりかねず、また、教員を志望する人材の確保が困難になることが心配されます。

< 部活動休養日の設定について >

Q 部活動の練習時間が減ると、技術や体力が落ちてしまいませんか。

A 長時間の練習が必ずしもよいわけではなく、適切な休養日をつけることで、けがを予防したり、心身のリフレッシュによるやる気の向上につながったりする効果も考えられます。また、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を高めるために休養を適切にとることが必要であるとされています。

- 土・日のどちらかは部活動指導
- 代休は取りづらい

